

已上四段卅代
五段

- 一、藤内入道 六段十五代 五段 三段 卅代
- 二、藤内入道 二段廿五代 六段 五段 五段 三段
- 六段 廿代 八段 五段 十代
- 廿五代 卅五代 卅代 十代 七段
- 四段廿代 一段廿五代 三段廿五代
- 已上七丁四段卅代

- 一、彌太郎 廿代 一段 六段 一段卅代 八段
- 四段 四段廿代 一丁三段 二段
- 已上五丁七段

- 一、孫次郎神田之分冊一東西把 五段神田 三段廿五代 二段卅代
- 名之分ニ八束一把
- 已上二丁五代

- 一、平六進士入道 一段卅五代 十五代 二段卅代
- 一段廿五代 二段
- 已上八段十五代

- 一、源 八 三段 一段十五代

一、ろくろしがあと 一段卅代 (後缺)
 (この文書は年次を缺くといへども、文中に元亨四年云々と見ゆるを以て姑くこゝに收む。尙稱名寺文書にこの類頗る多し。今省略に従ふ。)

九月。加賀郡佐那武社の僧忍西、その神主職を襲がんことを愁訴す。

【大野湊神社文書】 石川郡

一九七

加賀國大野御庄佐那武宮社僧忍西畏申。

はやくかつは故上藤の御下文、ならびに御書の□にまかせ、かつは祖父觀西が讓狀についてあて□んと思ふ

同社大宮神主職事。

副進

一通 故上藤御下文案 永仁五年八月十九日

一通 同御方御書案文 正和二年十一月五日

一通 讓 狀 案 文 元應元年七月二日

右かの神主職は、去永仁年中之比、國の御代官□□御房觀西きりやうのよしをさし申さるゝに、故上藤より

御下文を給て、多年之間社務仕之處に、正和年中に明智御房の御方へ被進きさみ、御下文をさゝけてなげき申之處に、その事きこしめしひらきぬ。申ところいはれある上は、程へてものごとくあて給べきの仰をかぶる間、その御狀のむねをたのみたてまつり、明智御房の御代官として取沙汰仕候處に、元應二年十一月廿四日觀西死亡のきさみ、御下文・同御書をあひそへて、かの職を忍西その時熊石丸に讓渡畢。爰忍西未ようせうの間、觀西がゆいごんにまかせて、せいちやうせん程藤左衛門尉に社役を申あつらふる處に、去年十月中に、させるとがなきに、御代官職をさへめしあげられ、別人にあて給間、忍西が親父六郎をもてなげき申之處に、觀西不便におぼしめされしうへ、故御局の御下文・同御書等もだしがたき上は、春の中へ御下の時、明智御房に別の所をあげまいらせ、彼職をば返給はるべきよし仰をかぶる間、畏國にまかりかへり、御下をまちまいらせける所に、今年は御下不定之由五月中に承及候間、やがて參上をとげ申入べきよし相存といへど

も、童形にてははるゝのみち難澁たるべきに、六月之比上洛仕て受戒せしめ、七月中旬まかり下きさみ、かの神主職を明智御房めしはなされさせ給て、當社神人やまの小太夫にあづけをかせ給よし披露の間、御政所に參入仕うかゞひ承處に、神田清却事そのいはれなきに、別人にあづけさせ給よし仰出さるゝ間、忍西存ぢつかまつらざるに、藤左衛門にあひたづぬる處に、神田清却事わたくしの要事にあらず。毎年以上十ヶ所小破の御修理をくはへたてまつるといひ、神田昌おほくはまなり、不作すといへども、無足の跡にこたの御服弁進といひ、毎年明智御房へ御とくぶんとて被召候分といひ、かたゝの大事をとりまたする處に、この内しうろすでに大破にをよぶ間、ばむしやう大工紀次郎紀次郎にあひたづぬる時、用途三十余貫文入べきよしを申間、神田を少々清却仕て、かの代をも遣てさうたいの條げんぜむなり。またくわたくしの要事にあらざるよし、せいしやう勢をもていまこれを申候といへども、もとより忍西に申あはせざるうへ、けん堅ごようち